

# 告 発 状

2013年8月21日

警視庁 御中

告発人 島 崎 崇

〒389-2301 長野県木島平村穂高1455

電話 080-5013-9801

被告発人1 公認会計士・監査審査会会長 金子 晃

被告発人2 公認会計士・監査審査会会長 友杉 芳正

被告発人3 公認会計士・監査審査会会長 千代田 邦夫

〒100-8905 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

電話 03-3506-6000

被告発人4 金融庁長官 三國谷 勝範

被告発人5 金融庁長官 畑中 龍太郎

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

電話 03-3506-6000

被告発人6 日本公認会計士協会会長 増田 宏一

被告発人7 日本公認会計士協会会長 山崎 彰三

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

電話 03-3515-1120

## 【第1】 告発の趣旨

上記の被告発人1乃至被告発人3は、以下に記載する通り、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。又、上記の被告発人4及び被告発人5は、以下に記載する通り、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯し、刑法第61条第1項(教唆)に該当する行為を働いた。更に、上記の被告発人6及び被告発人7は、以下に記載する通り、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯し、刑法第61条第1項(教唆)に該当する行為を働いた。これらの犯罪による被害者は、総計で数千人に及ぶ。そこで、刑事訴訟法第239条第1項に基づき、当該被告発人らを厳重に処罰することを求め、告発する。

## 【第2】 被告発人1に係る告発事実

1. 公認会計士・監査審査会会長の金子晃(被告発人1)は、2009年公認会計士短答式試験を2009年5月24日に実施した。そして、被告発人1は、2009年6月16日、公認会計士・監査審査会室で開催された第138回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の脇田良一らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-1, 19-1)。その後、被告発人1は、6月26日に、公認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaaob/](http://www.fsa.go.jp/cpaaob/))等に於いて合格者の発表を行った(資料19-2)。被告発人1は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。1995年から2008年までの短答式試験の合格倍率を基準に判断すると、2009年の合格倍率は、Z値が4.796である。これは、0.000000810の確率でしか起こらないほどの異常な値である(資料13)。

2. 2009年短答式試験に於いて被告発人1が働いた前記1.の違法行為の結果

、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人1は、職権を濫用して、合格水準に達していた一部の受験者から、当然に合格して論文式試験を受験する権利を奪っており、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が67.0点~69.8点の受験者で、923人程度と推定される(資料13)。つまり、これに該当する不合格者は、適正な合格水準であれば、少なくとも99%の確率で合格していたのである。

3. 又、被告発人1によって、合格水準に達していたにもかかわらず不合格にされた受験被害者は、公認会計士短答式試験に合格するために、本来は必要が無いのに、次回以降の短答式試験を再受験しなければならなくなった。この点で、被告発人1は、職権を濫用して、合格水準に達していたにもかかわらず不合格にした受験被害者に、義務のない更なる短答式試験の受験を行わせており、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯した。

4. 被告発人1は、6月26日の合格発表に於いて、合格水準に達していた一部の受験者を不合格にした。この点で、被告発人1は、公然と不合格という事実を摘示し、合格水準に達していたために当然に合格者とされるべきであった受験者の名誉を毀損しており、刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。

5. 被告発人1は、2010年第I回公認会計士短答式試験を2009年12月13日に実施した。そして、被告発人1は、2010年1月8日、公認会計士・監査審査会室で開催された第152回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の脇田良一らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-1, 20-1)。その後、被告発人1は、1月18日に、公認会計士・監査審査会ホームページ(



水準1%の場合、得点が70.4点~70.8点の受験者で、267人程度と推定される(資料13)。

### 【第3】 被告発人2に係る告発事実

1. 公認会計士・監査審査会会長の友杉芳正(被告発人2)は、2010年第Ⅱ回公認会計士短答式試験を2010年5月23日に実施した。そして、被告発人2は、2010年6月9日、公認会計士・監査審査会室で開催された第159回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の廣本敏郎らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-2, 21-1)。その後、被告発人2は、6月18日に、公認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaaob/](http://www.fsa.go.jp/cpaaob/))等に於いて合格者の発表を行った(資料21-2)。前記第2の1と同様に、被告発人2は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。この合格水準は、Z値が22.675と、想像を絶する異常極まりない値であり、太陽系のどこにも存在しない(資料13)。

2. 前記第2の2~4と同様に、2010年第Ⅱ回短答式試験に於いて被告発人2が働いた前記1.の違法行為の結果、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が61.4点~70.8点の受験者で、2,233人程度と推定される(資料13)。

3. 前記第2の7と同様に、試験の年2回化によって合格水準が合理的に上昇したと仮定した場合でも、2010年第Ⅱ回短答式試験の合格水準は、Z値が9.200であり、0.0000000000000000000179の確率でしか起こらないほどの極め

て異常な値である(資料13)。その結果、この合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。従って、試験の年2回化を考慮して慎重に判断した場合であっても、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯したとすることができる。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が66.6点~70.8点の受験者で、834人程度と推定される(資料13)。

4. 被告発人2は、2011年第I回公認会計士短答式試験を2010年12月12日に実施した。そして、被告発人2は、2011年1月7日、公認会計士・監査審査会室で開催された第171回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の廣本敏郎らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-2, 22-1)。その後、被告発人2は、1月17日に、認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaaoib/](http://www.fsa.go.jp/cpaaoib/))等に於いて合格者の発表を行った(資料22-2)。前記第2の1と同様に、被告発人2は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。この合格水準は、Z値が8.010であり、0.000000000000000574の確率でしか起こらないほどの極めて異常な値である(資料13)。

5. 前記第2の2.~4.と同様に、2011年第I回短答式試験に於いて被告発人2が働いた前記4.の違法行為の結果、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が67.4点~72.8点の受験者で、1,455人程度と推定される(資料13)。



名誉毀損)の罪を犯したとすることができる。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が67.2点~72.8点の受験者で、850人程度と推定される(資料13)。

9. 被告発人2は、2012年第I回公認会計士短答式試験を2011年12月11日に実施した。そして、被告発人2は、2012年1月5日、公認会計士・監査審査会室で開催された第192回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の廣本敏郎らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-2, 24-1)。その後、被告発人2は、1月16日に、公認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaao/](http://www.fsa.go.jp/cpaao/))等に於いて合格者の発表を行った(資料24-2)。前記第2の1.と同様に、被告発人2は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。この合格水準は、Z値が16.286と、想像を絶するほどの異常値であり、この地球上のどこにも存在しない。

10. 前記第2の2.~4.と同様に、2012年第I回短答式試験に於いて被告発人2が働いた前記9.の違法行為の結果、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が61.8点~69.8点の受験者で、1,544人程度と推定される(資料13)。

11. 前記第2の7.と同様に、試験の年2回化によって合格水準が合理的に上昇したと仮定した場合でも、2012年第I回短答式試験の合格水準は、Z値が6.008であり、0.000000000940の確率でしか起こらないほどの極めて異常な値で

ある(資料13)。その結果、この合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。従って、試験の年2回化を考慮して慎重に判断した場合であっても、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯したとすることができる。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が67.0点~69.8点の受験者で、467人程度と推定される(資料13)。

12. 被告発人2は、2012年第Ⅱ回公認会計士短答式試験を2012年5月27日に実施した。そして、被告発人2は、2012年6月13日、公認会計士・監査審査会室で開催された第202回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の廣本敏郎らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-2, 25-1)。その後、被告発人2は、6月22日に、公認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaob/](http://www.fsa.go.jp/cpaob/))等に於いて合格者の発表を行った(資料25-2)。前記第2の1と同様に、被告発人2は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。この合格水準は、Z値が25.342と、想像を絶する異常極まりない値であり、この銀河系のどこにも存在しない。

13. 前記第2の2.~4.と同様に、2012年第Ⅱ回短答式試験に於いて被告発人2が働いた前記12.の違法行為の結果、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人2は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が56.2点~66.8点の受験者で、1,418人程度と推定される(資料13)。



受験者で、415人程度と推定される(資料13)。

#### 【第4】 被告発人3に係る告発事実

1. 公認会計士・監査審査会会長の千代田邦夫(被告発人3)は、2013年第Ⅱ回公認会計士短答式試験を2013年5月26日に実施した。そして、被告発人3は、2013年6月11日、公認会計士・監査審査会室で開催された第222回公認会計士・監査審査会に於いて、常勤委員の廣本敏郎らと共に、短答式試験の合格者を決定した(資料3-3, 27-1)。その後、被告発人3は、6月21日に、公認会計士・監査審査会ホームページ([www.fsa.go.jp/cpaaob/](http://www.fsa.go.jp/cpaaob/))等に於いて合格者の発表を行った(資料27-2)。前記第2の1と同様に、被告発人3は、合格者の決定に際して、公認会計士法第5条に違反し、故意に、合格水準を異常に上昇させた(資料29)。この合格水準は、Z値が6.135であり、0.000000000426の確率でしか起こらないほどの異常な値である。

2. 前記第2の2.~4と同様に、2013年第Ⅱ回短答式試験に於いて被告発人3が働いた前記1.の違法行為の結果、合格水準に達していたために当然に合格していたはずの受験者は、不当に不合格にされた。この点で、被告発人3は、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の罪を犯した。尚、この受験被害者は、有意水準1%の場合、得点が63.0点~66.8点の受験者で、379人程度と推定される(資料13)。

#### 【第5】 被告発人4に係る告発事実

1. 金融庁は、金融審議会・公認会計士制度部会の報告書「公認会計士監査制度の充実・強化」(2002年12月17日)の中で、公認会計士を今後毎年2,000~3,000人合格させ、2018年頃までに5万人規模に大幅に増員する、という

計画を公表していた(資料4)。

2. 2010年以降は、短答式試験の年2回化に伴って、短答式試験の合格者数が自然に増加し、その結果、論文式試験合格者数(公認会計士試験合格者数と同義)も増加すると見込まれていた。又、前記1.の事実が存在した。そのような状況にもかかわらず、金融庁長官の三國谷勝範(被告発人4)は、2009年12月10日に開催した「第1回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、「平成22年以降の合格者数のあり方について」を配布し、その中で、公認会計士試験の合格者数を毎年2,000人程度にすべきである、という見解を公表した(資料32-2)。この合格者数は、前記1.の年間2,000~3,000人の下限に過ぎない。

3. 公認会計士法第35条の2は、「公認会計士・監査審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。」と規定している(資料1)。しかし、被告発人4による前記2.の行為により、公認会計士・監査審査会の会長及び委員は、独立して公認会計士試験を実施することができなくなった。この点で、被告発人4は、同審査会の権利の行使を妨害しており、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯した。又、被告発人4による前記2.の行為により、同審査会は、公認会計士法第5条に基づいた適正な試験運営ができなくなった。この点で、被告発人4は、威力を用いて同審査会の業務を妨害しており、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯した。

4. 前記2.の通り、被告発人4は、年間2,000人程度に合格者数を抑制するよう、公然と公認会計士・監査審査会に圧力を掛けた(資料32-2)。その結果、被告発人1は、2010年第I回短答式試験に於いて、前記第2の5.~7.の罪を犯した。又、被告発人2は、2010年第II回短答式試験に於いて、前記第3の1.~3.の

罪を犯した。つまり、被告発人4は、同審査会を教唆して犯罪を実行させており、この被告発人4の行為は、刑法第61条第1項(教唆)に該当する。従って、被告発人4には、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の刑を科さなければならない。

5. 被告発人4は、2011年1月21日に開催した「第10回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて配布した「平成23年以降の合格者数のあり方について」の中で、公認会計士試験の合格者数を1,500~2,000人程度にすべきであるという見解を公表した(資料33-2)。これは、前記1.及び2.の事実と矛盾している。

6. 被告発人4による前記5.の行為により、前記3.と同様に、公認会計士・監査審査会の会長及び委員は、独立して公認会計士試験を実施することができなくなった。この点で、被告発人4は、同審査会の権利の行使を妨害しており、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯した。又、同審査会は、公認会計士法第5条に基づいた適正な試験運営ができなくなった。この点で、被告発人4は、威力を用いて同審査会の業務を妨害しており、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯した。

7. 前記5.の通り、被告発人4は、年間1,500~2,000人程度に合格者数を抑制するよう、公然と公認会計士・監査審査会に圧力を掛けた(資料33-2)。その結果、被告発人2は、2011年第I回及び2011年第II回の短答式試験に於いて、前記第3の4.~8.の罪を犯した。つまり、被告発人4は、同審査会を教唆して犯罪を実行させており、この被告発人4の行為は、刑法第61条第1項(教唆)に該当する。従って、被告発人4には、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の刑を科さなければならない。

## 【第6】 被告発人5に係る告発事実

1. 2012年1月5日、金融庁長官の畑中龍太郎(被告発人5)は、「平成24年以降の公認会計士試験合格者数のあり方について」を公表し、その中で、合格者数は1,500人よりも一層抑制すべきである、と述べた(資料34-1, 34-2)。これは、前記第5の1.、2.及び5.と矛盾している。

2. 被告発人5による前記1.の行為により、前記第5の3.と同様に、公認会計士・監査審査会の会長及び委員は、独立して公認会計士試験を実施することができなくなった。この点で、被告発人5は、同審査会の権利の行使を妨害しており、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯した。又、同審査会は、公認会計士法第5条に基づいた適正な試験運営ができなくなった。この点で、被告発人5は、威力を用いて同審査会の業務を妨害しており、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯した。

3. 前記1.の通り、被告発人5は、年間合格者数を1,500人よりも一層抑制するよう、公然と公認会計士・監査審査会に圧力を掛けた(資料34-1, 34-2)。その結果、被告発人2は、2012年第I回及び2012年第II回の短答式試験に於いて、前記第3の9.~14.の罪を犯した。つまり、被告発人5は、同審査会を教唆して犯罪を実行させており、この被告発人5の行為は、刑法第61条第1項(教唆)に該当する。従って、被告発人5には、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の刑を科さなければならない。

## 【第7】 被告発人6に係る告発事実

1. 日本公認会計士協会会長の増田宏一(被告発人6)は、2009年12月10日

に開催された「第1回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、「監査業界の受け入れ態勢を考えると、公認会計士試験合格者は、1,500人~1,800人程度が望ましい。金融庁の言う2,000人では多すぎる。」という旨の発言をして、公認会計士・監査審査会に対し、合格者数を削減するよう圧力を掛けた(資料32-1)。

2. 被告発人6による前記1.の行為により、公認会計士・監査審査会は、公認会計士法第5条に基づいた適正な試験運営ができなくなった。この点で、被告発人6は、威力を用いて同審査会の業務を妨害しており、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯した。

3. 被告発人6による前記1.の行為により、被告発人1は、2010年第I回短答式試験に於いて、前記第2の5.~7.の罪を犯した。又、被告発人2は、2010年第II回及び2011年第I回の短答式試験に於いて、前記第3の1.~5.の罪を犯した。つまり、被告発人6は、公認会計士・監査審査会を教唆して犯罪を実行させており、この被告発人6の行為は、刑法第61条第1項(教唆)に該当する。従って、被告発人6には、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の刑を科さなければならない。

#### 【第8】 被告発人7に係る告発事実

1. 日本公認会計士協会会長の山崎彰三(被告発人7)は、2011年1月21日に開催された「第10回公認会計士制度に関する懇談会」に於いて、「平成23年以降の合格者数のあり方について」が現実的なものとして運用されることを強く求める。」という旨の発言をして、公認会計士・監査審査会に対し、合格者数を削減するよう圧力を掛けた(資料33-1)。

2. 被告発人7による前記1.の行為により、公認会計士・監査審査会は、公認会計士法第5条に基づいた適正な試験運営ができなくなった。この点で、被告発人7は、威力を用いて同審査会の業務を妨害しており、刑法第234条(威力業務妨害)の罪を犯した。

3. 被告発人7による前記1.の行為により、被告発人2は、2011年第Ⅱ回短答式試験に於いて、前記第3の6.~8.の罪を犯し、又、2012年第Ⅰ回及び第Ⅱ回の短答式試験に於いて、前記第3の9.~14.の罪を犯した。つまり、被告発人7は、公認会計士・監査審査会を教唆して犯罪を実行させており、この被告発人7の行為は、刑法第61条第1項(教唆)に該当する。従って、被告発人7には、刑法第193条(公務員職権濫用)、及び刑法第230条第1項(名誉毀損)の刑を科さなければならない。

#### 【第9】 添付書類

1. 資料説明書 1通
2. 資料1乃至資料34-2 各1通

以上